

前期（第18期）の本審議会では、平成22年11月に「福祉の将来展望における論点 ～東京都の福祉改革のあゆみを踏まえて～」と題する意見具申を行った。この意見具申は、本審議会及び東京都が、今後、将来の福祉を展望し議論する基盤を提示することを目指したものであった。すなわち、第一に、これまで東京都が取り組んできた福祉施策、とりわけ平成12年の介護保険制度等の導入期以降のいわゆる「東京都の福祉改革」の事実経過について整理するとともに、第二に、今後の東京都の福祉施策を考えていくための「視点」ともいうべきものを明らかにすることを意図したものであった。

そして、そこでは、以下のような諸点に言及した。

- ・ 高齢者の急増や年少人口の減少などの人口構成の変化等は、都内の各区市町村によっても大きく異なるため、地域ごとの政策展開がこれまで以上に重要であること。
- ・ 単身高齢世帯等を中心に、現行の福祉サービス等では十分に捉え、支え切れていない生活上のニーズ（生活全体の見守り・安否確認、住まいなど）が明らかになってきたこと。
- ・ 身近な地域、また全国においても、多様な事業主体が創意工夫ある取組を行っており、そうした好事例を取り上げて分析し、どう政策に結び付けていくかという姿勢と取組が重要であること。
- ・ 人口構成の変化等を踏まえると、既存ストックの活用や既存福祉施設の転用等の視点が極めて重要であること。
- ・ 地域包括ケアの考え方が福祉分野全般に必要であり、対象者別福祉の見直し、事業体の規模、医療や福祉などのサービス間の連携のあり方、社会福祉法人はじめサービス提供主体の経営力の向上などの観点がこれまで以上に重要であること。
- ・ 以上の諸点を踏まえた地方自治体の政策立案能力の向上が一層求められること。

このように前回の意見具申が、これまでの東京都の施策展開の歴史的な整理を行なうとともに、限られた審議期間ではあったものの、今後の施策展開を検討していく上での「論点」の提示に注力したことを踏まえるならば、今期の本審議会がなすべきことは、これらの議論をより深めることであると思われる。

折りしも昨年8月、「社会保障と税の一体改革関連法案」が可決成立し、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、年金、医療、介護、少子化対策に関する改革の基本方針などを定めるとともに、これらの改革について審議する社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、改革を総合的かつ集中的に推進することとしている。

また、昨年12月は、国政においては政権交代が行われ、東京都政においても新しい知事の下で転換点を迎えるなど、福祉施策も、さらなる展開を図っていくことが求められている。

さらに忘れてはならないのは、一昨年3月に発生した東日本大震災である。例えば、日常生活圏域を中心とした地域包括ケア体制を構築していくことは、災害時への備えに深く関わっていくことにほかならないのである。

そこで、今期の本審議会では、「福祉の将来展望における論点を深める ～前期の提言を踏まえて～」(仮称)とも言うべきテーマを設定し、前回の意見具申での検討内容を踏まえながら、その議論を深めていくこととしたい。例えば、単身高齢世帯の増加と自助・互助機能の低下、住まい、サービス提供体制のあり方など、今後、地域包括ケアを推進するに当たっての諸課題が考えられるであろう。

検討範囲は多岐にわたるが、限られた審議期間も念頭におきながら、都として早急に取り組むべき課題を精選し議論していきたいと考えている。

具体的には、まず本審議会総会の下に専門分科会を設置して検討を進めていく。専門分科会では、前述のテーマについて、本審議会委員である学識経験者等に対して、プレゼンテーションをお願いし、それを受けて自由な議論を重ねていく。そして、前回の意見具申の内容・構成等を踏まえながら、本審議会としての意見をまとめていきたいと考えている。

平成25年3月

東京都社会福祉審議会委員長 三浦文夫